

<令和元年度>

藤枝市家庭用ポータブル蓄電池等購入費補助金について(概要)

1 申請受付期間

令和元年5月7日(火)～令和2年2月28日(金)

ただし、予算額(200万円)に達した時点で受付を終了します。

2 補助対象者となる要件(次の(1)～(6)のすべてに該当すること)

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している方(法人を除く)。
- (2) 自己の責任においてポータブル蓄電池等を購入し、適切に管理できる方。
- (3) 過去1年以内に本補助金の交付を受けていない世帯の方。
- (4) 納付すべき市税を滞納していない方。
- (5) “もったいない”エコファミリー宣言をしている方(申込み時の宣言でも可)。
- (6) ポータブル蓄電池等の購入前に市へ補助金交付申請書を提出できる方。

※購入前の事前申請が原則となります。

ただし、令和元年4月1日(月)から令和元年5月6日(月)までの間に補助対象機器を購入した場合は、補助対象者とみなします。

3 補助対象機器

- 蓄電池、直流交流変換器及び充電用太陽電池で構成された可搬用の完結型電源装置で交流100V出力端子を備えたもの

(持ち運びが可能で、一般的な家庭用コンセントと同等の「AC電源(100V出力)」、太陽光で充電可能な「太陽電池」、「蓄電池」を備えた機器であること)

※蓄電池と太陽電池が一体ではなく別売の場合は、双方を新品で同時に購入した場合のみ補助対象となります。

※中古品・個人売買により入手したもの・オプション品・交換部品等は補助対象になりません。

※補助対象となる機器は、1世帯につき1基に限ります。

4 補助金額

購入費(税抜)の1/3で、10円未満は切捨て(上限2万円)。

5 手続き(手順)

(1) 機器購入前に、次の申請書類をすべて揃えて提出してください。

- ① 藤枝市家庭用ポータブル蓄電池等購入費補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 購入予定機器の金額や仕様等がわかる書類(カタログ等)
- ③ 申請者の住所が確認できるものの写し(運転免許証・住民票等)
- ④ 市税の滞納がないことの証明(3ヶ月以内に発行された完納証明書等)
- ⑤ “もったいない”エコファミリー宣言(既に宣言済みの方を除く)

市役所納税課
で発行

(2) 市より、「藤枝市家庭用ポータブル蓄電池等購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)」を送付します。

交付決定通知書の受領 → 機器の購入

(3) 機器の購入完了後、補助金交付決定通知書(第2号様式)に記載された提出期限までに、次の申請書類をすべて揃えて提出してください。

- ① 実績報告書(第5号様式)
- ② 申請者宛の領収書(品名、型番及びメーカー名の記入があるもの)の原本
- ③ 請求書(第7号様式) ← 金額・日付・文書番号等は記入しないこと(記入例参照)
- ④ 振込先口座を確認できるものの写し(通帳やキャッシュカード等で金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人(フリガナ含む)を示す部分の写し)



(4) 市より、「藤枝市家庭用ポータブル蓄電池等購入費補助金交付決定通知書(第6号様式)」を送付します。

通知書送付後2～3週間程度で振込先口座へ補助金を振り込みます。



(5) “もったいない”エコファミリー宣言をした方は、3か月以上経過後に「エコファミリーの取組み」を市へ提出してください。

※ 留意事項

- ① (1)の交付申請書及び(3)の実績報告書に不備があった場合は、受付ができませんので、速やかに訂正等をお願いします。
- ② 購入機器を変える、購入をやめる等の事由により、交付申請書の内容を変更又は中止する場合は、速やかに「藤枝市家庭用ポータブル蓄電池等購入事業計画変更(中止)承認申請書(第3号様式)」を提出してください。
- ③ 確実に円滑な補助金交付事務を遂行するため、交付決定後及び購入完了後は指定された期限内に速やかに手続きを行ってください。

5 提出先・問い合わせ先

直接窓口へ、または郵送にて提出してください。

● 郵送先：〒426-0026 藤枝市岡出山二丁目15-25 3階

藤枝市役所 環境政策課 蓄電池補助金担当 宛て

● 窓口：藤枝市役所 南館3階 環境政策課窓口まで

● 電話番号：054-643-3183 / FAX 番号：054-631-9083

● ホームページ：<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp>